

# 子育て支援センター

桜ヶ丘子育て支援センター ☎ 574 - 8002  
 藤沢子育て支援センター ☎ 551 - 5055  
 豊里子育て支援センター ☎ 587 - 1170  
 おかべ子育て支援センター ☎ 585 - 4101  
 (みらい幼児園おかべ内)

## 桜ヶ丘・藤沢・豊里・おかべ子育て支援センター

○以下の事業は予約制です 2月19日(火)午前9時から電話でお申し込みください

受け付け	事業名	内 容	会 場 ・ 日 時	対 象	募集人員	参加料
藤沢子育て支援センター	ベビーピクス	赤ちゃんたのびスキンシップを取って体をほぐして遊んであげよう	幡羅公民館 3月6日(休) 午前10時30分～11時30分	1歳半未満児	先着30人	無料
豊里子育て支援センター	給食体験	給食を食べながら栄養士が食事や栄養について相談に応じます	豊里子育て支援センター 3月13日(休) 午前11時～正午	離乳食を終了している未就学児と保護者	先着7組	親300円 子250円
おかべ子育て支援センター	ヨガ教室	ヨガで子育ての疲れをリフレッシュしませんか?	おかべ子育て支援センター 3月15日(土) 午前10時～11時30分	幼稚園や保育園に通っていない未就学児と保護者	先着20人	無料

○以下の事業は予約は必要ありません

受け付け	事業名	内 容	会 場 ・ 日 時	対 象	募集人員	参加料
桜ヶ丘子育て支援センター	パワフルらんど	わくわく・おはなし教室がはたらふれあい館でも楽しめます	はたらふれあい館 2月7日(休)・21日(休) 午前10時30分～11時30分	幼稚園や保育園に通っていない未就学児と保護者	人数の制限はありません	無料
おかべ子育て支援センター	積み木教室(世代間交流)	みんなで楽しくひのきの積み木で遊びましょう!!	おかべ子育て支援センター 2月9日(土) 午前10時～11時30分	-	-	-

※子育て支援センターは、日・月曜日、祝日はお休みです。

※その他の事業については、市ホームページ(☎<http://www.city.fukaya.saitama.jp/>)・市モバイルサイト(☎<http://mobile.city.fukaya.saitama.jp/>)をご覧ください。



1月11日から

配偶者暴力防止法(DV法)が変わりました!

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(通称:DV法)が改正され、平成20年1月11日から施行されました。ここでは市民の皆さんに関係する事項のみお知らせします。

### 保護命令制度が拡充されました

- 生命または身体に対する脅迫を受けた被害者についても、保護命令を発することができます。
- 被害者への接近禁止命令と併せて、次のいずれの行為も禁止する保護命令を発することができます。
  - ①面会の要求
  - ②行動の監視に関する事項を告げることなど
  - ③著しく粗野・乱暴な言動
  - ④無言電話、連続しての電話・ファクシミリ・電子メール(緊急やむを得ない場合を除く)
  - ⑤名誉を害する事項を告げること ほか
- 被害者の親族などへの接近禁止命令も、発することができます。



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

内閣府男女共同参画局の調査によると、配偶者からの暴力に関する相談の99%は女性からのものです。

詳しい内容については、「内閣府 配偶者からの暴力被害者支援情報サイト」からご確認ください。

☎<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html>

問い合わせは、L・フォルテ(人権政策課男女共同参画係) ☎ 573 - 4761・火曜日休館)へ

※平成19年度時点の情報です。最新情報は市HPで確認してください

# 指定学校変更について



深谷市教育委員会では、小・中学校ごとの通学区域に基づき、就学すべき学校を指定しています。

しかし、下表の要件に該当する場合には、保護者の申請により指定学校の変更をすることが

できます。

指定学校の変更を希望される場合は、申立書に添付書類を添えて申請してください。

問い合わせ 学校教育課(☎ 572 - 9578)へ

要 件	就学を希望する学校(変更先)	指定学校の変更の期間	添付書類
通院治療を要するなどの場合	教育委員会が適当と認めた学校	教育委員会が必要と認める期間	医師の診断書など疾病状況が確認できる書類
最終学年である場合	従前から通学していた学校	卒業までの期間	-
最終学年以外である場合		当該学期の終了までの期間	-
自然災害などにより一時転居をする場合		元の居住地に転居するまでの期間	-
住宅の改築などのため一時転居をする場合		元の居住地に転居するまでの期間	建築請負契約書など事実が確認できる書類
住宅の購入などに際し、融資を受ける条件として住宅完成の前に当該住宅の所在地に住民票を移した場合	実際に転居するまでの期間	建築請負契約書など事実が確認できる書類	建築請負契約書など事実が確認できる書類
おおむね3か月以内に住居の新築、購入などにより転居が確定している場合	転居予定地を学区とする学校	転居の日までの期間	建築請負契約書など事実が確認できる書類
指定学校に特殊学級がない場合	教育委員会が適当と認めた学校	特殊学級が設置されるまでの期間	-
いじめ、不登校など特別な事情により、転校または指定学校への就学が児童生徒の心身に深刻な影響をおよぼすと認められる場合		教育委員会が必要と認める期間	-
転居後、おおむね1か月以内に実施される学校行事に参加する場合	従前から通学していた学校	教育委員会が必要と認める期間	-
指定学校(中学校に限る)に希望する部活動がない場合	学区の隣接する中学校(隣接校にもない場合は直近の学区の学校)	卒業までの期間、または当該部活動が設置されるまでの期間	-
指定学校では日本語適応指導ができない場合	教育委員会が適当と認めた学校	教育委員会が必要と認める期間	-
保護者の勤務形態や疾病などのため留守家庭となり、帰宅後の児童生徒を保護監督する者が不在の場合	下校後の児童生徒を保護する場所に近接する学校	理由が解消するまでの期間	-
債権の取り立て、家庭不和など特別な理由から一時的に住民登録をしていない場合	居所を学区とする学校	理由が解消するまでの期間	-
指定学校の変更を認められた兄弟が通学している学校に就学する場合	兄弟が通学している学校	兄弟が卒業するまでの期間	-
交通量が多く危険な道路などを回避させること、または指定学校より近い距離にある学校に就学することにより、通学の安全が確保されると認められる場合	学区の隣接する学校	卒業するまでの期間	-
その他やむを得ない事情がある場合	教育委員会が適当と認めた学校	教育委員会が必要と認める期間	-

※「転居」とは、市内において住所を変更することをいいます。